

一般貨物自動車運送事業の運賃料金

国際大形海上コンテナを運送する場合の運賃・料金

適用開始日 2022年 12月 1日

国際大形海上コンテナを運送する場合の運賃料金

I 距離制運賃率

A表 高さ 2,438mm又は2,590mm
幅 2,438mm
長さ 6,058mm

B表 高さ 2,604mm
幅 2,438mm
長さ 10,668mm

キロ程	運賃率	キロ程	運賃率
kmまで	円	kmまで	円
5	22,430	300	160,420
10	26,590	320	166,730
20	33,070	340	173,010
30	39,560	360	179,310
40	46,070	380	185,600
50	52,540	400	191,880
60	59,050	420	198,210
70	65,540	440	204,480
80	72,020	460	210,760
90	78,520	480	217,050
100	85,020	500	223,370
110	89,420	550	234,060
120	93,800	600	244,790
130	98,160	650	255,530
140	102,560	700	266,230
150	106,980	750	276,940
160	111,360	800	287,630
170	115,780	850	298,340
180	120,140	900	309,080
190	124,540	950	319,810
200	128,940	1,000	330,480
220	135,260		
240	141,530	以上50km までを増 すごとに	10,700
260	147,840		
280	154,110		

キロ程	運賃率	キロ程	運賃率
kmまで	円	kmまで	円
5	31,750	300	219,820
10	37,640	320	227,920
20	47,000	340	236,010
30	56,390	360	244,110
40	65,740	380	252,240
50	75,150	400	260,390
60	84,490	420	268,410
70	93,850	440	276,530
80	103,210	460	284,650
90	112,570	480	292,720
100	121,970	500	300,830
110	127,690	550	314,170
120	133,430	600	327,470
130	139,170	650	340,810
140	144,910	700	354,130
150	150,620	750	367,440
160	156,370	800	380,780
170	162,110	850	394,090
180	167,840	900	407,410
190	173,590	950	420,740
200	179,310	1,000	434,070
220	187,400		
240	195,510	以上50km までを増 すごとに	13,330
260	203,620		
280	211,680		

C表 高さ 2,438mm又は2,590mm
幅 2,438mm
長さ 12,192mm

II 専属制運賃表

キロ程 kmまで	運賃率 円	キロ程 kmまで	運賃率 円
5	34,500	300	238,920
10	40,910	320	247,720
20	51,100	340	256,530
30	61,300	360	265,330
40	71,480	380	274,180
50	81,660	400	282,990
60	91,850	420	291,740
70	102,010	440	300,550
80	112,190	460	309,350
90	122,380	480	318,200
100	132,580	500	327,010
110	138,820	550	341,480
120	145,020	600	355,940
130	151,270	650	370,410
140	157,490	700	384,920
150	163,740	750	399,410
160	169,970	800	413,880
170	176,210	850	428,360
180	182,440	900	442,850
190	188,670	950	457,310
200	194,910	1,000	471,810
220	203,720		
240	212,510	以上50km までを増 すごとに	14,480
260	221,300		
280	230,120		

車 両		第5輪荷重9トン 以上の車両
基 礎 額		105,730 円
加 算 額	作業時間8時間をこえる場合は1時間までを増すごとに	11,560 円
	基礎走行キロ80kmをこえる場合は10kmまでを増すごとに	1,650 円

III 諸料金

1. 待機時間料

車両	第5輪荷重9トン以上の車両		
トラクター30分までごとに	4,810 円		
トレーラサイズ	207イート	357イート	407イート
トレーラ24時間までごとに	2,040 円	2,460 円	2,650 円

2. 車両回送料

空車キロのキロ程に対応する運賃の額から実車キロに10キロメートルを加えたキロ程に対応する運賃の額を引いた額の2分の1とする。

IV 割増率

1. 品目割増

項 目	内 容	割 増 率
危 険 品	(1) 高圧ガス取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし、特定毒物については5割以上の臨時の約束による。
	(2) 消防法に定める品目	
	(3) 毒物および劇物取締法に定める品目	
	(4) 火薬類取締法に定める品目	10割以上の臨時の約束による。
易損品、高価品等	精密機械、電子計算機、通信機、カラーフィルム等 コンテナ1個当りの商品価格2千万円以上のもの	3割以上の臨時の約束による
生きた動物	活牛、活馬等	2割以上の臨時の約束による。

2. 深夜早朝割増 午後10時から午前5時までの作業 3割

3. 冷凍、冷蔵コンテナ割増 2割

4. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自12月1日 至3月31日	2割

5. 休日割増 日曜及び祝祭日 2割

V 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI 運賃料金適用方

距離制運賃料金適用方

(適用範囲)

1. この運賃及び料金は、専用車両により、国際大形海上コンテナを運送する場合に適用します。ただし、輸出入貨物以外の貨物を収納した国際大形海上コンテナを運送する場合及びそのための回送を行う場合には適用しません。

(定義)

2. 「国際大形海上コンテナ」とは、高さ 2,438mm、幅 2,438mm、長さ 6,058mm (8 フィート×8 フィート×20 フィート) の大きさ以上の国際輸送用大形海上コンテナをいいます。(以下「コンテナ」といいます。)

(2) 「1回の運送」とは、次の各号をいいます。

①コンテナヤード(コンテナ、フレート、ステーション等の集積場所を含みます。以下この項において同じ)から荷主の指定した場所、又は荷主の指定した場所からコンテナヤード間の車上受から車上渡しまでのコンテナの運送をいいます。

②前号の区間を往路、復路ともにコンテナを運送した場合は、往復で1回の運送とします。ただし、コンテナを往路運送後荷主先において、帰庫してもよい旨の荷主の意思表示があった場合(トレーラ切り離しをいいます)又は復路において荷主の異なる場合においては往路のみで1回の運送とします。

(運賃計算の原則)

3. 運賃はコンテナのサイズ別に運送距離によって1回の運送ごとに計算します。

(運送距離の計算)

4. 運送距離は「海上コンテナ料程表」によるものとし、キロ程の記載のないものは(昭和47年7月5日自貨66号・昭和49年7月12日自貨132号にて一部改正)通達別冊「自動車路線営業キロ程表」によるものとします。

ただし、経路が複数の場合には荷主が指定した場合を除くほか、その最短のキロ程により計算します。

(2) 自動車航送船を利用して通しで運送する場合は、航路の前後のキロ程を通算します。

(端数処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは100円未満の端数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(品目割増)

6. コンテナの内容品が品目割増に該当する場合には、所定の割増率を適用します。

内容品に割増率を適用する品目と適用しない品目、または異なった割増率を適用する品目が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

(冷凍コンテナ割増)

7. 冷凍、冷蔵コンテナを運送する場合は、冷凍機を作動させた区間については運送区間と当該区間との割合により、所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

$$\left(\frac{\text{作動距離}}{\text{運送距離}} \times \text{運送距離運賃} \right) \times 0.2$$

(冬期割増)

8. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、当該割増区間の運送距離による運賃に対して所定の割増率を乗じて計算した額を加算します。

$$(\text{冬期割増区間の運送距離運賃} \times 0.2)$$

(休日割増)

9. 日曜祝祭日（当日に限ります）に行われている運送については、所定の休日割増率を適用します。

(深夜早朝割増)

10. 深夜早朝割増適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送（当該運送のための詰込み、取り出し時間及び待機時間を含みます）については次の式により計算した割増額を加算します。

$$\text{深夜早朝割増適用時間} \div \text{運送時間} (\text{当該運送のための詰込み、取り出し時間及び待機時間を含む}) \times \text{運賃} (\text{割増が適用されない場合の運賃総額}) \times 0.3$$

(待機時間料)

11. 荷送人又は荷受人の責により、トラクタがコンテナの発地又は着地（コンテナヤード、コンテナフレートステーションを含みます）に到着後2時間を経過しても出発できないときは、その2時間を超える時間について所定の待機時間料を収受します。

トレーラが24時間を経過しても出発できないときは、その24時間を超える時間について所定の待機時間料を収受します。

(車両回送料)

12. 1回の運送のため総走行キロ中空車キロが実車キロに10キロメートルを加えたキロ程を超過する場合は、所定の車両回送料を収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

13. 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費收受)

14. 次の荷主要求による運送に伴う特別の負担は実費として收受します。

- (1) 詰込み、又は取出し料（コンテナの中へ荷を搬入すること、あるいは搬出することをいいます）
- (2) 自動車航送船利用料（航送中の諸経費を含みます）
- (3) 有料道路利用料
- (4) 荷役機械使用料
- (5) 汚わい品によるトレーラ洗車料
- (6) 特殊な特認手数料（道路交通法第 57 条第 3 項の規定による第 58 条の制限外許可手続きをいいます）
- (7) 特殊車両使用料
- (8) その他の運送に関連して求められるサービスに対する特別の対価（手配取消解除）

15. 運送手配申し受け前日の最終時刻平日 16 時、土曜日 12 時を経過し、運送開始までの間の取消の場合は 1 件につき、運送するコンテナサイズ別距離制運賃の最低運賃の 2 分の 1 を收受します。

又、当該運送を開始した以降の取消の場合には、当該運送を遂行したものとして、その運送の正規の運賃を收受します。

(その他)

16. この運賃及び料金の適用に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者間の取決め、又は慣習によるものとします。

専属制運賃の適用方

17. 同一埠頭内のコンテナ、フレートステーションとコンテナヤード間の運送（荷主との特約がある場合に限り）については、2 から 4 までの規定にかかわらず専属制運賃を適用することができます。

専属制運賃を適用する場合には、1, 2, 4 から 10 まで及び 13 から 16 までを準用します。